

京都市教育長告示第13号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更し、並びに同センターの情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)について、開所時間を臨時に変更し、並びに臨時に休所します。

令和3年3月3日

京都市教育長 在田正秀

1 京都市総合教育センターの開所時間を変更する日及び変更後の開所時間

開所時間を変更する日	変更後の開所時間
令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)までの木曜日。ただし、令和3年4月29日(木)、同年7月22日(木)、同年9月23日(木)及び同年12月30日(木)を除く。	午前9時から午後5時15分まで
令和3年8月10日(火)、同月11日(水)、同月13日(金)、同月16日(月)、同月17日(火)、同年12月27日(月)、同月28日(火)、令和4年1月4日(火)及び同月5日(水)	

2 情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)

(1) 開所時間を変更する日及び変更後の開所時間

開所時間を変更する日	変更後の開所時間
令和3年4月5日(月)、同年6月7日(月)、同年7月5日(月)、同年8月2日(月)、同年9月6日(月)、同年10月4日(月)、同年11月1日(月)、同年12月6日(月)、令和4年2月7日(月)及び同年3月7日(月)	午前9時から午後5時15分まで

(2) 臨時に休所する日

臨時に休所する日	令和3年5月1日(土)、同年7月24日(土)、同月31日(土)、同年8月7日(土)、同月14日(土)及び同月21日(土)
----------	--

(総合教育センター研修課)